

平和大通り官民連携エリアにおける公園整備等事業
覚 書（案）

令和 6 年 7 月

広島市

※ 本覚書（案）は、市及び設置等予定者の、現時点において想定される基本協定書の締結に向けた基本的な役割分担等を記載したものであり、設置等予定者が提出した公募設置等計画の内容及び設置等予定者との協議により、必要な範囲で記載内容を修正します。

平和大通り官民連携エリアにおける公園整備等事業 覚 書（案）

広島市（以下「甲」という。）と、設置等予定者である●●を代表法人とする●●グループ（以下●●グループを構成する●●、●●、●●及び●●を個別に又は総称して「乙」という。）は、平和大通り官民連携エリアにおける公園整備等事業（以下「本事業」という。）に関して、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、本公募手続により、乙が本事業における設置等予定者として選定されたことを確認し、甲乙間で本事業に関する事業関連契約を締結することその他本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「基本協定」とは、本事業の実施に関して、甲乙間で締結される Park-PFI 事業に関する基本協定書をいう。
- (2) 「公募設置等計画」とは、本公募手続に関して乙が令和6年●月●日付で提出した公募設置等計画（別添資料を含む。）及び当該公募設置等計画の説明又は補足として乙が甲に提出し受理されたその他一切の資料をいい、都市公園法第5条の5第1項の認定を受けた場合は、当該認定後のものをいう。
- (3) 「公募設置等指針等」とは、令和6年●月●日付で公表された公募設置等指針（要求水準書その他の別添資料を含む。）及びその他の本公募手続に関して甲が公表し又は乙に開示した資料（当該資料に関する質問への回答を含む。）をいう。
- (4) 「事業関連契約」とは、基本協定、特定公園施設等に関する整備・譲渡契約及び指定管理業務に関する基本協定を総称していう。
- (5) 「事業期間」とは、公募設置等指針等に記載された本事業の事業期間をいう。
- (6) 「指定管理業務に関する基本協定」とは、本事業のうち指定管理業務の実施に関して、甲乙間で締結される基本協定書をいう。
- (7) 「設置等予定者」とは、本公募手続において、最も適切であると認められる公募設置等計画を提出した者として選定された応募者をいう。
- (8) 「代表法人」とは、乙を代表する法人として公募設置等計画において定められた構成法人である●●をいう。
- (9) 「特定公園施設等に関する整備・譲渡契約」とは、特定公園施設等の整備及び譲渡に

関して、甲乙間で締結される契約書をいう。

(10) 「都市公園法」とは、都市公園法（昭和31年法律第79号。その後の改正を含む。）をいう。

(11) 「本公募手続」とは、本事業に関して甲が実施した設置等予定者の選定にかかる公募手続をいう。

（基本的合意）

第3条 甲及び乙は、本公募手続において、乙が本事業における設置等予定者として選定されたことを確認する。

2 乙は、公募設置等指針等の内容を十分に理解しこれに同意したこと、及び公募設置等指針等に記載の条件を遵守の上甲に対し公募設置等計画を提出したものであることを確認し、公募設置等計画に記載の内容を誠実に履行するものとする。

（事業関連契約の締結）

第4条 甲及び乙は、事業関連契約の締結に向けて誠実に協議するものとし、甲乙間で速やかに事業関連契約の仮契約が締結されるよう最大限の努力をする。

2 乙は、事業関連契約の締結に関する甲との協議に当たっては、甲の要望を尊重する。

3 甲及び乙は、事業関連契約の締結に当たり公募設置等指針等及び公募設置等計画についてその内容を確定することが困難な事項がある場合は、公募設置等指針等において示された本事業の目的等に照らしてその内容を明確化することとし、甲から請求があった場合には、乙は速やかに公募設置等計画の詳細を明確にするために必要又は相当として甲が合理的に要求する資料及び情報を提出する。

4 甲及び乙は、令和6年12月頃を目途として事業関連契約の仮契約を締結する。

5 第1項及び前項の規定にかかわらず、事業関連契約の本契約の締結までに、次の各号のいずれかの事由が本公募手続に関して生じたとき、公募設置等指針等に規定する応募者の遵守すべき事項に反したことが明らかになったとき、又は公募設置等指針等に定める応募者の資格を欠くに至ったとき（ただし、これに対応する手当てを行い、甲の承諾を得た場合を除く。）は、甲は事業関連契約の仮契約又は本契約を締結しない。

(1) 公正取引委員会が、本公募手続に関して、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第8条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。

(2) 本公募手続に関して、乙（乙の役員等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第8項に規定する役員等をいう。以下同じ。）、代理人、使用人その他の従業員を含む。以下この項において同じ。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。

(3) その他本公募手続に関して、乙が第1号又は前号に掲げる行為をしたことが明白となったとき。

(4) 本公募手続に関して、乙が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が

確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。

- 6 乙は、公募設置等指針等に基づいて本公募手続において甲に提出した書類（公募設置等計画を含むがこれに限定されない。）の内容につき、虚偽の記載がないことを表明及び保証する。甲は、乙が提出した書類に虚偽の記載があったと認められるときは、事業関連契約を締結しないことができる。

- 7 甲及び乙は、事業関連契約を締結した後も、本事業の遂行のために協力するものとする。

（準備行為）

第5条 乙は、事業関連契約の締結前であっても、自らの費用と責任において、公募設置等指針等及び公募設置等計画を遵守するために必要な準備行為をなすことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

- 2 乙は、前項に規定する準備行為において、公募設置等計画において公募設置等指針等を満たさないおそれのある部分があることが判明した場合は、事業関連契約の締結の前後を問わず乙の責めに帰すべき事由に基づく変更として、当該部分について公募設置等指針等を充足するために公募設置等計画の変更その他の必要な措置を講じるものとする。

- 3 乙は、前項の措置について本事業の遂行に影響が生じないように対応しなければならず、また、当該措置を行う場合には、事前に甲の承諾（公募設置等計画を変更する場合は都市公園法第5条の6第1項の規定による甲の認定を含む。）を得なければならない。

（連帯責任）

第6条 乙は、事業関連契約の当事者として、事業関連契約に基づく本業務に関する各業務の履行について、構成法人間で連帯して責任を負うものとする。

- 2 乙は、本事業に関する各業務の履行に関して共同企業体協定書その他の契約等を締結する場合には、その内容につきあらかじめ甲の承諾を得なければならない。

（事業関連契約の不成立）

第7条 甲及び乙いずれの責めにも帰すべからざる事由により、事業関連契約の本契約の締結に至らなかった場合には、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、甲乙間に相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

（違約金）

第8条 前条の規定にかかわらず、本公募手続に関し、第4条第5項各号のいずれかの事由が生じたことにより、事業関連契約の仮契約又は本契約の締結に至らなかった場合は、乙は連帯して、特定公園施設等に関する整備・譲渡契約における特定公園施設等の譲渡対価（消費税及び地方消費税を含まない。）の10分の2（同項第4号の場合にあっては、10分の1）に相当する金額を、甲への違約金として支払う。ただし、甲に損害が生じない場合において甲が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 事業関連契約の本契約の締結後において、本公募手続に関し、第4条第5項各号のいずれかの事由が生じていたことが判明した場合、甲が事業関連契約を解除するか否か及び事業関連契約の規定に基づき甲が乙から違約金の支払を受けているか否かにかかわらず、乙は連帯して、特定公園施設等に関する整備・譲渡契約における特定公園施設等の譲渡対価（消費税

及び地方消費税を含まない。)の10分の2(同項第4号の場合にあっては、10分の1)に相当する金額を、甲への違約金として支払う。ただし、甲に損害が生じない場合において甲が特に認めるときは、この限りでない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、本公募手続に関し、第4条第5項各号のいずれかの事由が生じていたことに関して甲が被った損害のうち、乙が支払った違約金(前項の場合については乙が事業関連契約の規定に基づき支払った違約金を含む。)を超過する部分について、甲は乙に損害賠償を請求することができる。

(秘密保持)

第9条 甲及び乙は、本事業又は本覚書に関して知り得たすべての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの(以下「秘密情報」という。)について守秘義務を負い、当該情報を第三者に開示又は漏洩してはならず、本覚書の目的以外には使用しないことを確認する。

- (1) 開示の時に公知であるか、又は開示を受けた後被開示者の責めによらず公知となった情報
- (2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報
- (3) 開示者が本覚書に基づく守秘義務の対象としないことを承諾した情報
- (4) 開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの守秘義務を課されることなく取得した情報
- (5) 裁判所等により開示が命ぜられた情報
- (6) 甲が法令又は情報公開条例等に基づき開示する情報

- 2 甲及び乙は、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼等の際に、本事業の実施に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。ただし、当該第三者に本条と同等の守秘義務を負わせることを条件とする。

- 3 前項の場合において、本覚書の各当事者は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用するのしないよう適切な配慮をしなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第10条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本覚書上の地位並びに本覚書に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

(本覚書の変更)

第11条 本覚書は、甲及び乙全員の書面での合意がなければ変更することができない。

(本覚書の有効期間)

第12条 本覚書の有効期間は、本覚書締結の日から事業期間の末日までとする。ただし、事業関連契約の本契約の締結に至らなかった場合は、事業関連契約の本契約の締結に至る可能性がないと甲が判断して代表法人に通知した日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第7条から第10条まで、本条本項及び第13条から第15条までの規定の効力は、有効期間終了後も存続する。

(協議)

第13条 本覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、本覚書の当事者は誠意をもって協議により解決するものとする。

(準拠法)

第14条 本覚書は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

(裁判管轄)

第15条 本覚書に関する紛争については、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

[以下余白]

以上を証するため、本覚書●通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和●年●月●日

甲：

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市

代表者 広島市長 松井 一實 印

乙：

代表法人

●●市●●

●●

代表者 印